

## 令和2年度から適用される個人住民税の税制改正について

### ◆ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税（個人市民税・県民税にかかる寄附金税額控除の特例控除該当部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。

対象となる地方団体については、下記総務省HPをご参照ください。

総務省HP「ふるさと納税ポータルサイト」(外部リンク)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/topics](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics)

指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。

※個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除分は対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除分については対象となります。

### ◆住宅借入金等特別税額控除の拡充

消費税率10パーセントが適用される住宅取得等（特別特定取得）について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の控除期間が3年間延長されます。

11年目以降の3年間は、消費税率等の2パーセント引き上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。

1. 建物購入価格の2パーセント÷3（※11～13年目の3年間で引き上げ分が控除）
2. 住宅ローン年末残高の1パーセント

上記1か2のいずれか少ない金額が控除されます。所得税から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7パーセント（最高136,500円））の範囲で個人市民税・県民税から控除されます。